

上場申請のための半期報告書

株式会社オウケイウェイヴ

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	5
3. 関係会社の状況	5
4. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 業績等の概要	6
2. 生産、受注及び販売の状況	7
3. 対処すべき課題	7
4. 経営上の重要な契約等	7
5. 研究開発活動	7
第3 設備の状況	8
1. 主要な設備の状況	8
2. 設備の新設、除却等の計画	8
第4 提出会社の状況	9
1. 株式等の状況	9
2. 株価の推移	20
3. 役員の状況	21
第5 経理の状況	22
1. 中間連結財務諸表等	23
(1) 中間連結財務諸表	23
(2) その他	36
2. 中間財務諸表等	37
(1) 中間財務諸表	37
(2) その他	46
第6 提出会社の参考情報	47
第二部 提出会社の保証会社等の情報	48
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 畔柳 昇殿
【提出日】	平成18年 5 月23日
【中間会計期間】	第 7 期中（自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日）
【会社名】	株式会社オウケイウェイヴ （旧会社名 株式会社オーケイウェブ）
【英訳名】	OKWave （旧英訳名 OKWeb Inc.） （注）平成18年 1 月23日開催の臨時株主総会の決議により、平成18年1 月25日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼元 謙任
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番5号
【電話番号】	03-5784-0781（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 野崎 正徳
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番5号
【電話番号】	03-5784-0781（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 野崎 正徳

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自平成15年 7月1日 至平成15年 12月31日	自平成16年 7月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 7月1日 至平成17年 12月31日	自平成15年 7月1日 至平成16年 6月30日	自平成16年 7月1日 至平成17年 6月30日
売上高 (千円)	-	-	295,259	-	-
経常利益 (千円)	-	-	46,149	-	-
中間(当期)純利益 (千円)	-	-	27,867	-	-
純資産額 (千円)	-	-	471,800	-	-
総資産額 (千円)	-	-	548,639	-	-
1株当たり純資産額 (円)	-	-	97,681.17	-	-
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	5,769.65	-	-
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	86.0	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	30,603	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	61,822	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	1,000	-	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	-	-	323,736	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	- (-)	- (-)	42 (13)	- (-)	- (-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 当社は平成18年3月8日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(第1部)の作成上の留意点について」(平成18年5月2日付名証自規G第15号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行なった場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。

回次	第 5 期中	第 6 期中	第 7 期中	第 5 期	第 6 期
会計期間	自平成15年 7月1日 至平成15年 12月31日	自平成16年 7月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 7月1日 至平成17年 12月31日	自平成15年 7月1日 至平成16年 6月30日	自平成16年 7月1日 至平成17年 6月30日
1株当たり純資産額 (円)	-	-	9,768.12	-	-
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	576.97	-	-
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 5 期中	第 6 期中	第 7 期中	第 5 期	第 6 期
会計期間	自平成15年 7月1日 至平成15年 12月31日	自平成16年 7月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 7月1日 至平成17年 12月31日	自平成15年 7月1日 至平成16年 6月30日	自平成16年 7月1日 至平成17年 6月30日
売上高 (千円)	-	-	295,259	397,112	487,736
経常利益 (千円)	-	-	54,422	43,620	80,720
中間(当期)純利益 (千円)	-	-	35,312	24,696	49,203
資本金 (千円)	-	-	201,343	201,343	201,343
発行済株式総数 (株)	-	-	4,830	4,830	4,830
純資産額 (千円)	-	-	479,245	394,728	443,932
総資産額 (千円)	-	-	555,267	472,070	523,670
1株当たり純資産額 (円)	-	-	99,222.68	81,724.38	91,911.52
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	7,311.17	5,113.07	10,187.14
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり中間(年間)配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	86.3	83.6	84.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	49,004	83,957
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	51,838	50,953
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	-	-	-	320,950	353,954
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	- (-)	- (-)	42 (13)	30 (12)	39 (13)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期中より中間連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、及び現金及び現金同等物の中間期末残高は記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 当社は平成18年3月8日付けで株式1株につき10株の株式分割を行なっております。

そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成18年5月2日付名証自規G第15号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行なった場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下の通りとなります。

回次	第 5 期中	第 6 期中	第 7 期中	第 5 期	第 6 期
会計期間	自平成15年 7月1日 至平成15年 12月31日	自平成16年 7月1日 至平成16年 12月31日	自平成17年 7月1日 至平成17年 12月31日	自平成15年 7月1日 至平成16年 6月30日	自平成16年 7月1日 至平成17年 6月30日
1株当たり純資産額 (円)	-	-	9,922.27	8,172.44	9,191.15
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	731.12	511.31	1,018.71
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり中間(年間)配 当額 (円)	-	-	-	-	-

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、音楽事業に進出しました。これに伴い、子会社が1社増加しました。

これは、当社事業の中核であるQ&Aコミュニティ「OKWave」の理念である「助け合い」の精神を啓蒙しブランド力を高める1つの手段として、音楽コンテンツを積極的に配信することが効果的であると判断したものであります。

この結果、平成17年12月31日現在では、当社グループは、当社及び子会社1社により構成されることとなり、セグメントは、ポータル事業、ソリューション事業、音楽事業の3事業となりました。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社OK LABEL	東京都渋谷区	10	音楽事業	90	役員の兼任 3名 当社から運転資金の貸付

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成17年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
ポータル事業	10(11)
ソリューション事業	12(1)
音楽事業	0(0)
全社(共通)	20(1)
合計	42(13)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成17年12月31日現在

従業員数(人)	42(13)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の影響など留意を要するものの、企業収益の改善を受けて、設備投資の増加、雇用情勢の改善など、景気は緩やかながら堅調に推移いたしました。

このような経済情勢のもと、インターネットの普及はさらに進み、インターネット上でのコミュニケーションが増してきたことでFAQやQ&Aのニーズがあらゆる場面で広がってまいりました。

これらの結果、当中間連結会計期間の業績は売上高が、295,259千円となり、営業利益は46,024千円、経常利益は46,149千円、中間純利益は27,867千円となりました。

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりであります。

ポータル事業におきましては、弊社のQ&Aコミュニティサイト「OKWave」登録者が平成18年3月に50万人を超える勢いとなり、連携サイトも増えた結果、売上高は、89,403千円、営業利益が、20,912千円となりました。

ソリューション事業におきましては、法人向けソリューション拡販の施策としてFAQカレッジを開校し、ツールの利用促進につなげたこともあり、売上高は、205,855千円、営業利益が、150,295千円となりました。

音楽事業におきましては、平成17年7月に当社子会社として株式会社OK LABELを設立したことで事業を開始いたしました。現在は企画の準備段階であるため、売上高は計上しておらず、営業損失が8,272千円となりました。

なお、当中間連結会計期間が中間連結財務諸表作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。（以下「キャッシュ・フロー」及び「生産、受注及び販売の状況」において同じ。）

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、引き続き事業が推進している中で、Q&Aコミュニティ「OKWave」のリニューアルに伴って投資が発生したこと等から、当中間連結会計期間末には323,736千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は30,603千円となりました。

これは主に、事業が順調に推移した結果として税金等調整前中間純利益45,015千円を計上したほか、減価償却費19,845千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は61,822千円となりました。

これは主に、「OKWave」リニューアルに関連してサーバーやソフトウェア投資を中心に行ったための、有形固定資産取得による支出37,425千円、無形固定資産取得による支出29,543千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は1,000千円となりました。

これは、連結子会社である株式会社OK LABELを設立した際の、少数株主の発行分によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ）は、生産に該当する事項がないため記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループは、受注から納品までが短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)
ポータル事業（千円）	89,403
ソリューション事業（千円）	205,855
音楽事業（千円）	—
合計（千円）	295,259

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設・除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	193,200
計	193,200

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数（株） （平成17年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成18年5月23日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名
普通株式	4,830	64,300	非上場
計	4,830	64,300	-

（注）1．完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2．平成18年3月8日付けで、1株につき10株の割合をもって分割しております。

3．平成18年4月28日付けで、新株引受権の行使により16,000株が発行されております。

(2)【新株予約権等の状況】

「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）」第19条第2項の規定により、新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債の新株引受権の残高、新株引受権の権利行使により発行する株式の行使価格、資本組入額は次のとおりであります。

銘柄 （発行年月日）	中間会計期間末現在 （平成17年12月31日）			提出日の前月末現在 （平成18年4月30日）		
	新株引受権 の残高 （千円）	発行価格 （円）	資本組入額 （円）	新株引受権 の残高 （千円）	発行価格 （円）	資本組入額 （円）
第1回新株引受権付無担保社債 （平成12年5月31日発行）	80,000	50,000	25,000	—	—	—

（注）平成18年4月28日付けで、全額行使しております。

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項は次のとおりであります。

（平成12年6月17日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 （平成17年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年4月30日）
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	90 (注) 1	900 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	100,000	10,000 (注) 5
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日から 平成19年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。	同左

- （注）1．新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
- 2．当社が、株式分割等により新株予約権の行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により株式数を調整する。
- $$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$
- 3．当社が株式分割等により新株予約権の行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$
- 4．主な行使条件は以下のようになっております。
- (1) 被付与者は、当社株式がいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。
- (2) 被付与者は、新株引受権の行使時においても、当社の取締役又は使用人であることを要する。
- 5．平成18年3月8日をもって1株を10株に分割しました。これにより、新株予約権の目的たる株式の数、新株予約権の行使により発行する株式の行使価格及び資本組入額が調整されております。

(平成12年12月27日臨時株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年4月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15 (注) 1	150 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000	10,000 (注) 5
新株予約権の行使期間	平成15年1月1日から 平成19年12月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割等により新株予約権の行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により株式数を調整する。

$$\begin{aligned} & \text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額} \\ \text{調整後新株数} = & \text{-----} \\ & \text{調整後発行価額} \end{aligned}$$

3. 当社が株式分割等により新株予約権の行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後発行価額} = & \text{-----} \\ & \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \end{aligned}$$

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

(1) 被付与者は、当社株式がいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、権利行使することができる。

(2) 被付与者は、新株引受権の行使時においても、当社の取締役又は使用人であることを要する。

5. 平成18年3月8日をもって1株を10株に分割しました。これにより、新株予約権の目的たる株式の数、新株予約権の行使により発行する株式の行使価格及び資本組入額が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）に関する事項は次のとおりであります。

（平成16年6月24日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 （平成17年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年4月30日）
新株予約権の数（個）	201 (注) 1	1,940 (注) 1, 5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	201 (注) 1	1,940 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200,000	20,000 (注) 5
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成26年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左

（注）1．新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

- 2．当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

- 3．当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行 調整前 新規発行又は 1株当たり払込金額又は
株式数 × 発行価額 + 処分株式数 × 処分価額

調整後発行価額 = -----

既発行株式数 + 新規発行株式数又は処分株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -----

分割・併合の比率

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 4．主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。
5. 平成18年3月8日をもって1株を10株に分割しました。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的たる株式の数、新株予約権の行使により発行する株式の行使価格及び資本組入額が調整されております。

(平成16年6月24日臨時株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年4月30日)
新株予約権の数(個)	6	60 (注)4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6	60 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000	20,000 (注)4
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成26年5月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左

(注)1. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行 調整前 新規発行又は 1株当たり払込金額又は
株式数 × 発行価額 + 処分株式数 × 処分価額

調整後発行価額 = -----

既発行株式数 + 新規発行株式数又は処分株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
- (2) 新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

4. 平成18年3月8日をもって1株を10株に分割しました。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的たる株式の数、新株予約権の行使により発行する株式の行使価格及び資本組入額が調整されております。

(平成17年4月11日臨時株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年4月30日)
新株予約権の数(個)	9	70 (注) 1, 5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9	70 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000	20,000 (注) 5
新株予約権の行使期間	平成19年5月1日から 平成27年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円

未満の端数は切上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行 調整前} \quad \text{新規発行又は} \quad 1 \text{株当たり払込金額又は} \\ & \text{株式数} \times \text{発行価額} + \text{処分株式数} \times \text{処分価額} \\ \text{調整後発行価額} = & \text{-----} \end{aligned}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\begin{aligned} & 1 \\ \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times & \text{-----} \\ & \text{分割・併合の比率} \end{aligned}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

5. 平成18年3月8日をもって1株を10株に分割しました。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的たる株式の数、新株予約権の行使により発行する株式の行使価格及び資本組入額が調整されております。

(平成17年9月27日定時株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年4月30日)
新株予約権の数(個)	30	290 (注) 1, 5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30	290 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000	20,000 (注) 5
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利喪失した者に係る新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調

整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\frac{\text{既発行 調整前 新規発行又は 1株当たり払込金額又は} \\ \text{株式数} \times \text{発行価額} + \text{処分株式数} \times \text{処分価額}}$$

調整後発行価額 = -----

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

5. 平成18年3月8日をもって1株を10株に分割しました。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的たる株式の数、新株予約権の行使により発行する株式の行使価格及び資本組入額が調整されております。

(平成17年9月27日定時株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年4月30日)
新株予約権の数(個)	30	300 (注)4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30	300 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000	20,000 (注)4
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成27年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について は取締役会の承認を要 する。	同左

(注)1. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

既発行 調整前 新規発行又は 1株当たり払込金額又は
株式数 × 発行価額 + 処分株式数 × 処分価額

調整後発行価額 = -----

既発行株式数 + 新規発行株式数又は処分株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -----

分割・併合の比率

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 主な行使条件は以下のようになっております。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
- (2) 新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (3) その他の権利行使の条件は、本件新株予約権発行の株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者の間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるものとする。

- 4 . 平成18年3月8日をもって1株を10株に分割しました。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的たる株式の数、新株予約権の行使により発行する株式の行使価格及び資本組入額が調整されております。
- 5 . 上記の新株予約権のうち平成18年2月20日開催の取締役会決議に係る100個については、平成18年5月19日に権利放棄の届けがなされたことにより、当社が保有いたしております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年7月1日～ 平成17年12月31日	-	4,830	-	201,343	-	170,343

(注) 1. 平成18年3月8日付けをもって、1株を10株に株式分割し、発行済株式総数が43,470株増加しております。

2. 平成18年4月28日付けをもって、第1回新株引受権付無担保社債に係る新株引受権の権利行使により、発行済株式総数が16,000株、資本金が40,000千円、資本準備金が40,800千円それぞれ増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成17年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
兼元 謙任	東京都町田市	1,269	26.27
株式会社インプレスホール ディングス	東京都千代田区三番町20番地	705	14.60
楽天株式会社	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー	665	13.77
株式会社サードウェーブ	東京都千代田区外神田4-6-1 塩田トゥール秋葉原ビル	400	8.28
福田 道夫	東京都目黒区	231	4.78
株式会社オーブンドア	東京都港区赤坂6-4-2 赤坂M S ビル2 階	200	4.14
トランス・コスモス株式会社	東京都渋谷区渋谷3-25-18	175	3.62
サンブリッジ・テクノロジー ファンド2002	東京都渋谷区恵比寿1-19-19 恵比寿 ビジネスタワー 13階	150	3.11
安田企業投資1号投資事業有 限責任組合	東京都新宿区新宿2-19-1 ビッグス新 宿ビル6階	130	2.69
株式会社ブイ・シー・エヌ	東京都渋谷区恵比寿西一丁目8番1号 かづさやビル5階	120	2.48
計	-	4,045	83.75

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,830	4,830	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	4,830	-	-
総株主の議決権	-	4,830	-

【自己株式等】

平成17年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当上場申請のための半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役	—	田坂広志	昭和26年4月17日生	平成12年4月 株式会社日本総合研究所 フェロー就任(現任) 平成12年5月 株式会社ローソン 取締役 就任(現任) 平成12年6月 株式会社ソフィアバンク 代表取締役社長就任(現任) 平成12年6月 ソフトバンク・ファイナ ンス株式会社 取締役就任 平成12年10月 ユーフォリンク株式会社 取締役就任 平成13年2月 あざみ生命保険株式会社 取締役就任 平成13年3月 ゴメス株式会社 取締役就 任 平成13年6月 株式会社エンバイオテッ ク・ラボラトリーズ 監査 役就任(現任) 平成17年6月 SBIホールディングス株式 会社 取締役就任(現任) 平成17年12月 当社取締役就任(現任)	—	平成17年 12月14日

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
監査役	—	常勤監査役	—	南野 章	平成17年9月27日

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (3) 当中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、株式会社名古屋証券取引所有価証券上場規程第3条第7項の規定に基づき、証券取引法第193条の2の規定に準じて、当中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3．最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5 - 4」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

		当中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1. 現金及び預金			323,736	
2. 売掛金			91,293	
3. 前払費用			4,073	
4. 繰延税金資産			2,129	
5. その他			1,217	
貸倒引当金			931	
流動資産合計			421,518	76.8
固定資産				
1. 有形固定資産				
(1)建物附属設備		3,561		
減価償却累計額		1,439	2,122	
(2)器具及び備品		96,724		
減価償却累計額		39,935	56,789	
有形固定資産合計			58,911	10.7
2. 無形固定資産				
(1)特許権			5,128	
(2)商標権			4,609	
(3)意匠権			210	
(4)ソフトウェア			23,089	
(5)ソフトウェア仮勘定			5,116	
無形固定資産合計			38,154	7.0

		当中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券			4,408	
(2) 差入保証金			18,776	
(3) 繰延税金資産			2,952	
(4) その他			3,917	
投資その他の資産合計			30,053	5.5
固定資産合計			127,120	23.2
資産合計			548,639	100.0
(負債の部)				
流動負債				
1. 買掛金			4,544	
2. 未払金			33,441	
3. 未払法人税等			20,057	
4. 未払消費税等			4,041	
5. 前受金			10,362	
6. 預り金			3,419	
7. その他			800	
流動負債合計			76,666	14.0
負債合計			76,666	14.0
(少数株主持分)				
少数株主持分			172	0.0
(資本の部)				
資本金			201,343	36.7
資本剰余金			170,343	31.1
利益剰余金			100,114	18.2
資本合計			471,800	86.0
負債、少数株主持分及び 資本合計			548,639	100.0

【中間連結損益計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
売上高	1		295,259	100.0
売上原価			116,896	39.6
売上総利益			178,363	60.4
販売費及び一般管理費			132,339	44.8
営業利益			46,024	15.6
営業外収益				
1. 受取利息		2		
2. 雑収入		123	125	0.0
経常利益			46,149	15.6
特別損失				
1. 前期損益修正損		1,134	1,134	0.4
税金等調整前中間純利益			45,015	15.2
法人税、住民税及び事業税		17,666		
法人税等調整額		309	17,975	6.1
少数株主損失			827	0.3
中間純利益			27,867	9.4

【中間連結剰余金計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			—
資本剰余金増加高			
連結初年度による増加高		170,343	170,343
資本剰余金中間期末残高			170,343
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			—
利益剰余金増加高			
1 連結初年度による増加高		72,246	
2 中間純利益		27,867	100,114
利益剰余金中間期末残高			100,114

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益		45,015
減価償却費		19,845
保証金償却		343
貸倒引当金の増加額		214
受取利息		2
売上債権の増加額		19,640
たな卸資産の減少額		131
前払費用の減少額		1,810
仕入債務の増加額		3,020
未払金の増加額		5,717
未払消費税等の減少額		3,989
前受金の増加額		2,160
預り金の増加額		491
その他		1,704
小計		53,415
利息の受取額		2
法人税等の支払額		22,813
営業活動によるキャッシュ・フロー		30,603

		当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
投資活動によるキャッ シュ・フロー		
投資有価証券の取得に よる支出		1,412
有形固定資産の取得に よる支出		37,425
無形固定資産の取得に よる支出		29,543
保険積立金による支出		462
関係会社株式売却によ る収入		7,020
投資活動によるキャッ シュ・フロー		61,822
財務活動によるキャッ シュ・フロー		-
少数株主への株式の発 行による収入		1,000
財務活動によるキャッ シュ・フロー		1,000
現金及び現金同等物の減 少額		30,218
現金及び現金同等物の期 首残高		353,954
現金及び現金同等物の中 間期末残高	1	323,736

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間連結会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1 社 連結子会社名 株式会社OK LABEL 当中間連結会計期間に新たに設立した 子会社であります。
2. 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	連結子会社の中間期の末日は、中間連結 決算日と一致しております。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)
4 . 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 個別法による原価法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法を採用しております。（ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3 ～ 18年 器具及び備品 4 ～ 8 年 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（6 ヶ月～ 2 年）に基づいております。 (3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

項目	当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)
	(4) 重要なリース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)
該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。
役員報酬 33,960千円
従業員給与 27,721千円
支払報酬・手数料 17,368千円
貸倒引当金繰入額 931千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 借対照表に記載されている科目の金額との関係 (千円)
現金及び預金勘定 <u>323,736</u>
現金及び現金同等物 <u>323,736</u>

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)
会社の事業内容に照らして重要性が乏しく、また契約 1件当たりの金額が少額のため、中間連結財務諸表規則 第15条において準用する財務諸表等規則第8条の6第6 項の規定により、記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
(1) その他有価証券	
非上場株式	2,996
出版匿名組合出資金	1,412

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間(自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)

	ポータル事業 (千円)	ソリューション事業 (千円)	音楽事業 (千円)	計(千円)	消去又は全 社(千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	89,403	205,855	—	295,259	—	295,259
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	89,403	205,855	—	295,259	—	295,259
営業費用	68,491	55,559	8,272	132,323	116,911	249,235
営業利益(営業損失)	20,912	150,295	8,272	162,935	116,911	46,024

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・サービスの系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品・サービス

事業区分	主要製品・サービス
ポータル事業	連携サービス、広告サービス
ソリューション事業	OKWave Quick-A、OKWave ASK-OK
音楽事業	音楽ソフト企画

3. 当中間連結会計期間における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(116,911千円)の主なものは、役員報酬及び管理部門に係る費用等であります。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)において

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)において

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)	
1 株当たり純資産額	97,681円17銭
1 株当たり中間純利益金額	5,769円65銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)
中間純利益 (千円)	27,867
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	27,867
期中平均株式数 (株)	4,830
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法の規定に基づく新株引受権付社債の新株引受権 1 種類 (目的となる株式の数1,600株)、旧商法第280条ノ19第 2 項に基づく新株引受権 2 種類 (目的となる株式の数105株)、商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権 5 種類 (新株予約権の数252 個) これらの詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間
(自 平成17年7月1日
至 平成17年12月31日)

1. 平成18年2月20日開催の当社取締役会の決議に基づき、以下のとおり株式分割による新株式を発行しております。

(1) 平成18年3月8日付けをもって平成18年3月8日の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数 普通株式43,470株

(3) 配当起算日 平成18年1月1日

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 9,768円12銭

1株当たり中間純利益金額 576円97銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 平成18年4月28日付けで第1回新株引受権付社債に係る新株引受権の行使により、新株式の発行を行っております。

(1) 新株引受権の行使額 80,000千円

(2) 発行する株式の種類および数

普通株式 16,000株

(3) 発行価格 1株につき 5,000円

(4) 資本組入額 1株につき 2,500円

(5) 資本組入額の総額 40,000千円

(6) 配当起算日 平成18年1月1日

(7) 資金の使途 運転資金

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (平成17年12月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年6月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
流動資産						
1.現金及び預金			321,623			353,954
2.売掛金			91,293			71,653
3.仕掛品			-			131
4.前払費用			3,810			5,883
5.繰延税金資産			2,129			2,395
6.その他			1,220			13
貸倒引当金			931			716
流動資産合計			419,147	75.5		433,315
固定資産						
1.有形固定資産						
(1)建物附属設備		3,561			3,421	
減価償却累計額		1,439	2,122		1,211	2,209
(2)器具及び備品		96,724			64,550	
減価償却累計額		39,935	56,789		31,305	33,244
有形固定資産合計			58,911	10.6		35,453
2.無形固定資産						
(1)特許権			5,128			5,665
(2)商標権			4,609			4,173
(3)意匠権			210			229
(4)ソフトウェア			23,089			8,482
(5)ソフトウェア仮勘定			5,116			167
無形固定資産合計			38,154	6.9		18,717

		当中間会計期間末 (平成17年12月31日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年6月30日)			
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)	
3.投資その他の資産	1							
(1)投資有価証券			4,408			2,996		
(2)関係会社株式			9,000			7,603		
(3)長期前払費用			-			17		
(4)差入保証金			18,776			19,119		
(5)繰延税金資産			2,952			2,992		
(6)保険積立金			3,917			3,454		
投資その他の資産合計			39,053	7.0		36,183	6.9	
固定資産合計			136,120	24.5		90,354	17.3	
資産合計			555,267	100.0		523,670	100.0	
(負債の部)								
流動負債								
1.買掛金				4,544			1,267	
2.未払金				33,001			32,790	
3.未払法人税等				20,057			25,718	
4.未払消費税等				4,041			8,030	
5.前受金				10,362			8,202	
6.預り金				3,215			2,927	
7.新株引受権				800			800	
流動負債合計				76,022	13.7		79,737	15.2
負債合計			76,022	13.7		79,737	15.2	

		当中間会計期間末 (平成17年12月31日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年6月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資本の部)							
資本金			201,343	36.2		201,343	38.5
資本剰余金							
1. 資本準備金		170,343			170,343		
資本剰余金合計			170,343	30.7		170,343	32.5
利益剰余金							
1. 中間(当期)未処分利益		107,559			72,246		
利益剰余金合計			107,559	19.4		72,246	13.8
資本合計			479,245	86.3		443,932	84.8
負債資本合計			555,267	100.0		523,670	100.0

【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年 7 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
売上高			295,259	100.0		487,736	100.0
売上原価			116,896	39.6		177,194	36.3
売上総利益			178,363	60.4		310,542	63.7
販売費及び一般管理費			124,066	42.0		233,991	48.0
営業利益			54,297	18.4		76,550	15.7
営業外収益	1		125	0.0		4,235	0.9
営業外費用	2		-	-		65	0.1
経常利益			54,422	18.4		80,720	16.5
特別利益	3		-	-		8	0.0
特別損失	4		1,134	0.4		1,512	0.3
税引前中間 (当期) 純利益			53,288	18.0		79,216	16.2
法人税、住民税及び事業税		17,666			32,001		
法人税等調整額		309	17,975	6.1	1,988	30,012	6.1
中間 (当期) 純利益			35,312	11.9		49,203	10.1
前期繰越利益			72,246			23,042	
中間 (当期) 未処分利益			107,559			72,246	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

当中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しているので、当中間会計期間に係る「中間キャッシュ・フロー計算書」は作成しておりません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) たな卸資産 個別法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。（ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3 ～ 18年 器具及び備品 4 ～ 8 年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（6 ヶ月～2 年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左

項目	当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計審議会適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	—————

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成17年12月31日)	前事業年度末 (平成17年 6 月30日)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。	1 ———

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)
1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2千円 雑収入 123	1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 4千円 受取助成金 4,211 雑収入 20
2 ———	2 営業外費用のうち主要なもの 雑損失 65千円
3 ———	3 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入額 8千円
4 特別損失のうち主要なもの 前期損益修正損 1,134千円	4 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 1,179千円 関係会社株式評価損 333
5 減価償却実施額 有形固定資産 8,856千円 無形固定資産 10,989	5 減価償却実施額 有形固定資産 11,259千円 無形固定資産 36,270

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)
会社の事業内容に照らして重要性が乏しく、また契約 1 件当たりの金額が少額のため、中間財務諸表等規則第 5 条の 3 において準用する財務諸表等規則第 8 条の 6 第 6 項の規定により、記載を省略しております。	会社の事業内容に照らして重要性が乏しく、また契約 1 件当たりの金額が少額のため、財務諸表等規則第 8 条の 6 第 6 項の規定により、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)		前事業年度 (自 平成16年 7 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)	
1株当たり純資産額	99,222円68銭	1株当たり純資産額	91,911円52銭
1株当たり中間純利益金額	7,311円17銭	1株当たり当期純利益金額	10,187円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成17年 7 月 1 日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7 月 1 日 至 平成17年 6 月30日)
中間(当期) 純利益(千円)	35,312	49,203
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間(当期) 純利益(千円)	35,312	49,203
期中平均株式数(株)	4,830	4,830
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法の規定に基づく新株引受権付社債の新株引受権1種類(目的となる株式の数1,600株)、旧商法第280条ノ19第2項に基づく新株引受権2種類(目的となる株式の数105株)、商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権5種類(新株予約権の数252個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	旧商法の規定に基づく新株引受権付社債の新株引受権1種類(目的となる株式の数1,600株)、旧商法第280条ノ19第2項に基づく新株引受権2種類(目的となる株式の数105株)、商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権3種類(新株予約権の数222個)

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	前事業年度 (自 平成16年 7月 1日 至 平成17年 6月30日)
平成18年 2月20日開催の当社取締役会の決議に基づき、以下のとおり株式分割による新株式を発行しております。 1 平成18年 3月 8日付けをもって平成18年 3月 8日の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき10株の割合をもって分割いたしました。 2 分割により増加する株式数 普通株式 43,470株 3 配当起算日 平成18年 1月 1日 当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。 1株当たり純資産額 9,922円27銭 1株当たり中間純利益金額 731円12銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	1 平成17年 6月20日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年 7月11日に子会社を設立いたしました。その概要は次のとおりであります。 (1) 商号 株式会社OK LABEL (2) 資本金 1,000万円 (3) 出資比率 90% (4) 設立の目的 音楽レーベルを通じた当社事業の広報宣伝活動 2 平成18年 2月20日開催の当社取締役会の決議に基づき、以下のとおり株式分割による新株式を発行しております。 (1) 平成18年 3月 8日付けをもって平成18年 3月 8日の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき10株の割合をもって分割いたしました。 (2) 分割により増加する株式数 普通株式 43,470株 (3) 配当起算日 平成18年 1月 1日 当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。 1株当たり純資産額 9,191円15銭 1株当たり当期純利益金額 1,018円71銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。 3 平成18年 4月28日付けで第1回新株引受権付社債に係る新株引受権の行使により、新株式の発行を行っております。 (1) 新株引受権の行使額 80,000千円 (2) 発行する株式の種類および数 普通株式 16,000株 (3) 発行価格 1株につき 5,000円 (4) 資本組入額 1株につき 2,500円 (5) 資本組入額の総額 40,000千円 (6) 配当起算日 平成18年 1月 1日 (7) 資金の使途 運転資金

(2)【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年5月22日

株式会社 オウケイウェイヴ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

業務執行社員

公認会計士

松野 雄一郎



指定社員

業務執行社員

公認会計士

中塚 亨



当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴ（旧社名：株式会社オーケーウェブ）の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社の平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象1. に記載されているとおり、会社は平成18年3月8日付けをもって株式分割を実施した。
- 重要な後発事象2. に記載されているとおり、平成18年4月28日付けで第1回新株引受権付社債に係る新株引受権の行使により、新株式の発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

平成18年5月22日

株式会社 オウケイウェイヴ

取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員

公認会計士

業務執行社員

松野 雄一郎



指 定 社 員

公認会計士

業務執行社員

中 塚 亨



当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オウケイウェイヴ（旧社名：株式会社オーケイウェブ）の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴの平成17年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象1. に記載されているとおり、会社は平成18年3月8日付けをもって株式分割を実施した。
2. 重要な後発事象2. に記載されているとおり、平成18年4月28日付けで第1回新株引受権付社債に係る新株引受権の行使により、新株式の発行を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上